

奈良市東木辻町の貸座敷経営をめぐる諸課題

井岡 康 時

はじめに

近世奈良町の木辻遊廓は遅くとも一七世紀前期には成立し、後期になると、天和二年（一六八二）刊の井原西鶴『好色一代男』巻二「誓紙のうるし判」に「爰こそ名にふれし木辻町」と記されるなど、近世の大和国を代表する遊廓として広く知られる存在となった。近代以降も貸座敷指定地となり、観光都市としての奈良の発展とともに多くの遊客を集めた。

木辻遊廓の近世初頭の形成から明治初期までの概要については、すでに二〇一一年に発表した拙稿¹で明らかにして

いる。続いて、近代以降の展開の様相についても解明したいと考え、史料の調査・収集と分析を進めているが、なおまだ不十分であり、まとまった論考を発表するにいたっていない。

近年の遊所をめぐる研究は、横山百合子氏、加藤晴美氏らの成果²にみられるように、遊廓・貸座敷の内部史料を用いたり、その背後にある地域社会との関連を追及するなど精緻な内容となっており、奈良県に關しても大和郡山の貸座敷に關する山川均氏の研究³がある。こうした研究状況も踏まえて、木辻遊廓の近代史についても、より深く解明を進めていきたいと考えているが、その作業の一環として、

奈良大学文学部史学科が所蔵する、木辻遊廓の後身となる奈良市東木辻町の貸座敷にかかわる一連の史料を分析し、研究ノートとしてまとめてみることにした。

一、「奈良木辻町文書」の概要

奈良大学文学部史学科が所蔵する文書群のなかに「奈良木辻町文書」と題されたものがあり、明治期から昭和期の一二九点の文書が収められている。本節ではその概要について述べるが、最初に近世から近代にかけての木辻の歩みを略述しておく。

中世の奈良町南部にあった木辻郷と呼ばれる小郷は、近世の奈良町成立とともに、奈良町境外の村扱いとされた木辻村と、奈良町内の町とされた木辻町に分けられて支配を受けることになった。木辻遊廓は、この木辻町を中心に北側に隣接する鳴川町にかけて設けられた。

近代になって地方行政制度の改革が進められるなか、一八八九年施行の町村制によって、奈良町周辺の木辻村はじめ周辺一七カ村と奈良町が合併した近代奈良町が成立した。この際、奈良町の一部となった木辻村が西木辻と改称

したため、これに合わせて木辻町も東木辻と呼び名を改めた。九七年に奈良町が市制を施行すると、以後は奈良市東木辻町となった。つまり遊廓が置かれた近世の木辻町が近代以降の東木辻町となったのである。

周知のように近世において遊女をかかえ、揚屋・茶屋に差し向けていた置屋（遊女屋）は近代以降貸座敷と名を改めて営業を続けており、東木辻町においても北側に隣接する鳴川町にかけて多くの貸座敷が存在していた。「奈良木辻町文書」一二九点のうち二七点は、こうした東木辻町の貸座敷にかかわる文書であり、残る一〇二点は、姓は伏せるが□□喜六を当主とする家の経営を書き留めた帳簿や諸書類である。貸座敷関係の二七点についても、後述するようにに喜六家が貸座敷経営に関与することによって集積した文書であると考えられる。「奈良木辻町文書」という名称は、購入先の古書店が付していた呼称を引き継いだものであるが、以上のような文書の性格から考えると、□□喜六家関係文書とでもいべきものであろう。

これら文書の記述によると、喜六家は東木辻町からほど近い南袋町に居宅があり酒造業を営んでいた。他にも一九二九年一月「家貸金入金帳」と題した文書からは奈良市内

に八軒の家作を有していたことが判明し、その家賃収入も喜六家の家計の支えとなっていたようすが見える。この八軒のうち一軒が東木辻町にあり、この家屋が貸座敷経営者に貸し出されていた。次章以降では、この賃貸契約書をもとに東木辻町の貸座敷について考察していく。

二、貸座敷の賃貸状況と内部構造

喜六は東木辻町二八番地に所有していた一軒の家屋を貸座敷経営者に貸し出していた。「奈良木辻町文書」中に、この家屋について結ばれた一八九九年九月二日付、一九〇六年九月二七日付、一四年一〇月二二日付、二〇年一〇月二二日付の四点の賃貸契約書が残っている。

最も古い一八九九年九月の書類は、喜六と□□清丸という人物との間に結ばれたものであり、続いて交わされた一九〇六年九月の契約書は、喜六と□□千代との間によるものであった。後者を見ると、「平民貸座敷業」との肩書きをもつ千代は年齢「參年」と記されている。わずか三歳の幼児であったということだが、けっして誤記ではなく、この次の一四年一〇月の契約書では千代の誕生年月について

「明治參拾七年七月生」と明記されているので、〇六年九月の段階では満二歳二カ月であったことになる。むろん、この年齢で貸座敷の経営者や契約の主体者になれるはずがない。「賃借人」は千代と記されているものの、「後見人兼保証人」として前記の清丸が署名しているのもので、実際には喜六と清丸間の契約であったことが判明する。清丸と幼い千代との関係は分ならず、名義を変更した理由も不明とするしかないのだが、以後、一四年一〇月、二〇年一〇月の契約も喜六と、清丸を後見人とする千代との間で交わされている。この家屋については、二九年一二月に千代から別の人物に借用権を譲渡する文書が残っているので、喜六と清丸・千代の関係は、一八九九年から一九二〇年代末まで、少なくとも三〇年にわたって維持されていたことがわかる。

一八九九年九月の契約書によると、この家屋は建坪三一坪五合の「木造瓦葺式階造本家」と、三坪から八坪の小ぶりな建物四棟から成り、これは一九二〇年一〇月の契約まで変化がないので、この二〇年余の間に構造を大きく変えるような増改築は行われなかったと思われる。

賃料は、一八九九年九月の契約では、一九〇〇年二月ま

で月一五円、その後同年八月までは月一七円、以後は月二〇円と定められていた。二度目の〇六年九月の契約でも月二〇円であったが、三度目の一四年一〇月の契約では月二五円と上昇し、四度目の二〇年一〇月の契約では月四五円とさらに高くなっていた。家屋の大きな増改築がなされず、加えて経年劣化の進行を勘案すると建造物としての価値は下がるはずだから、賃料は抑えられてもよいと思われる。しかし賃料の上昇は続き、一四年から二〇年にかけては一・八倍となっている。この時期の好況を背景に利益率が上がり、これに見合った賃料が設定されたのだろうか。貸座敷の経営にかかわる興味ある問題だが、さしあたって解明にいたる史料は見当たらず、今後の検討課題としたい。

次に契約書の内容から喜六が貸した家屋の内部状況を確認かめてみる。比較的形式が整い、多くの情報が記されている一九二〇年一〇月の契約書を、いささか長い引用となるが史料Aとして次にかかげる。

【史料A】

動産物賃貸借契約公正証書正本

大正九年拾月式拾壹日、奈良地方裁判所所属公証人玉置格

ハ末記当事者ノ囑託ニ因リ、左ノ法律行為ニ関シ列席者ヨリ聴取タル陳述ヲ録取スルコト左ノ如シ

第壹条 □□千代ハ第拾条ニ記載ノ物件ヲ□□喜六ヨリ借

受ケ、同人ハ之ヲ貸渡シ、借主ハ既ニ該物件ノ引渡ヲ受

ケタリ

(中略)

第叁条 此賃借ノ期限ヲ大正拾壹年拾月參拾日ト定メ、借

主ハ無遲滞之ヲ返還スヘシ

第四条 賃料ハ壹ケ月金、建物及付従物ニ対シ金四拾五円、

外動産物ニ対シ金壹円八拾錢ト定メ、其支払期ハ壹ケ月

毎トシ、其月末日限り借主ハ貸主ノ住所ニ持参シテ之ヲ

支払フヘシ

(中略)

第拾条 賃貸借物件ノ表示

奈良県奈良市東木辻町式拾八番地上ニ有之

一 木造瓦葺式階造、本家建坪參拾壹坪五合、式階坪六坪五

合及付属建物四棟

店ノ間

一 野狐席額壹面

一 一間障子四本

一 畳七畳半

一 一間障子式本

- 一戸襖式本
- 一前良戸式本
- 一錫製岩永形火鉢五個
- 一襖壺本
- 店次ノ間
- 一押入内段梯子壺個
- 一畳八畳
- 一入換腰高細工黒塗障子四本
- 台所ノ間
- 一神棚式個
- 一押入丈間棧戸四本
- 一板ノ間壺間半
- 座敷ノ間
- 一押入間中襖式本
- 一壺間重戸棚楓戸式枚抽斗六個共壺個
- 一壺間重戸棚楓製戸四枚抽斗八個付壺個
- 一間中障子四本
- 一エン小障子參枚
- 一締り雨戸外二戸袋付四本
- 廊下部屋ノ部
- 一スキ戸參本
- 一赤塗手附煙草盆四個
- 一椶長火鉢壺個
- 一丈間四枚障子入換襖壺組
- 一間中障子四本
- 一小障子式枚
- 一雪隠風呂場戸式本
- 裏座敷下ノ部
- 一板ノ間壺間
- 一間中障子拾本
- 一蒲団入戸壺本
- 全式階座敷ノ部
- 一額ラカン繪壺面
- 一間中襖四本
- 一明り障子四本
- 一床ノ間壺間台壺個
- 一板ノ間壺間半
- 本家式階ノ部
- 一畳九畳
- 一押入間中襖參本
- 一壺間四枚障子四本
- 一畳拾式畳
- 一掛取燈壺個
- 一床ノ間壺個
- 一畳四畳
- 一襖壺本
- 一畳拾四畳
- 一間中襖八本
- 一段梯子壺個
- 一間中障子拾本
- 一丈間入換障子四本
- 一切戸式枚
- 一雨戸外戸袋付拾本
- 一畳拾參畳半
- 一小障子四枚
- 一間中障子式本
- 一板ノ間九間
- 一店腰明り障子八本
- 一丈間四枚襖四本
- 一間中襖四本

一間中障子八本
一丈間四枚襖參組
一前良戸間中貳本

庭ノ部

一中簀戸壹本
一供部屋畳參畳
一小障子貳枚
一間中障子貳本
一表掛取燈壹個
一八方一壹個
一段梯子壹個
一間中戸壹本
一段梯子下押入戸貳本
一走り廻り壹式
一目隱衝立壹個
一走り上戸棚戸四枚付壹個
一壹間シケ棧戸貳枚付戸棚壹個
一柴入壹個
一裏口障子壹本
一雪隠戸貳本
一風呂場小障子貳枚
一膳棚目隱壹個
一間中膳戸棚アミ戸付壹個
一腰戸壹本
一ヒジ折戸壹本
一物入戸壹本
庭園ノ部
一雪見灯籠壹基
一丸形灯籠壹基
一角形灯籠壹基
一手洗鉢貳個
一岩淵石壹個
一明り障子小障子共四枚
一天窓明り障子貳枚
一庭石樹木存在ノ儘
以上此見積価額金六千円也

一貸座敷老舗

此見積価額金壹千円也

外動産物ノ部

一鉄釜五升入壹個
一銅釜貳升七合貳升入取合七參個
一鉄鍋壹升參升壹升五合入取合參個
一吉野膳低足付貳拾枚
一錦焼物皿拾九枚
一茶碗五拾個
一火鉢參個
一座蒲団貳拾五枚
一掛物 春日マンガラ壹大黒壹外取交ハツ計拾幅
一錦鉢五枚
一女物袷双子織拾貳枚
一飯櫃大小取交五個
一藍鉢大小取交貳拾個
一飯台九個
一菓子椀貳拾八個
一椀拾個
一寄七盆貳拾個
一物入箱拾參個
一根来塗ノ卓拾個
一桐茶箱壹個
一赤毛布拾枚
一硝子入箱壹個
一煙草盆拾個
一洋燈取交貳拾個
一根来塗小箱貳拾個
一杉下駄箱 壺式尺横參尺 貳個
一陶器花瓶參個
一置炬燵參拾個
一漬物桶貳拾個
一長持檜製壹本、杉塗製貳本合參本

- 一蒲団参巾四巾大参拾枚
 - 一秩父縞女羽織沓枚
 - 一蒲団小拾五枚
 - 一女縮緬頭巾沓枚
 - 一秩父縞女物裵天式枚
 - 一縮緬腰巻 単衣沓枚拾式枚
 - 一京縞女物沓枚
 - 一黒罫子縮緬 昼夜帯八筋
 - 一併単衣物上五枚
 - 一毛繻子帯五筋
 - 一併単衣物下拾枚
 - 一木綿裵天七枚
 - 一絹木綿 羽織取交七枚
 - 一硝子戸付戸棚沓本
 - 一帷子拾枚
 - 一重戸棚沓本
 - 一銅茶瓶式升入沓個
 - 一鉄瓶沓個
 - 一豎四尺本箱付水屋沓本
 - 一時計沓個
 - 一茶釜沓個
 - 一前桐箆筒沓本
 - 一桐箱火鉢沓個
 - 一黒塗机沓個
 - 一帳箆筒沓本
 - 一水屋戸棚沓本
 - 一太鼓大小合式個
 - 一机沓閑張り沓個
 - 一赤塗帳箱沓個
 - 一結果沓個
 - 一重箱 八寸七寸七寸 合参組
 - 一女袷物織式枚
 - 一シツボク台式個
 - 一冬物打掛ケ衣裳拾八枚
 - 一夏物打掛ケ衣裳拾式枚
- 以上此見積価額金五百円也

(中略)

此証書ハ大正九年拾月式拾壹日本職役場ニ於テ作成シ茲ニ署名捺印ス

奈良地方裁判所所属

奈良県奈良市小西町拾七番地

公証人 玉置格 ㊟

此正本ハ□□喜六ノ為メ原本ニ依リ之ヲ作成シ茲ニ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

大正九年拾月式拾参日本職役場ニ於テ

奈良地方裁判所所属

奈良県奈良市小西町拾七番地

公証人 玉置格 ㊟

表題に「動産物質貸借契約公正証書正本」とある。冒頭を読むと「奈良地方裁判所所属公証人」が作成したことが記されており、正式な手続きをふまえて結ばれた契約書であることがわかる。

第一条から第一〇条はあらかじめ印刷されており、契約者の姓名や貸借期限、賃料が空欄となっている。すでに賃貸契約に関する定められた様式があり、空欄に必要な事項を書き込むと完成するように作られた書類である。

第一〇条条文の次行、「奈良県奈良市東木辻町式拾八番地上二有之」からは手書きとなっており、これ以後は物件固有の内容が記されている。

家屋の所在地住所や木造二階建てであること、建坪などは前述した通りである。内部の部屋割りを確かめると、最初に七畳半の「店ノ間」、八畳の「店次ノ間」が記されている。各地の貸座敷の記録には遊客が娼妓を選ぶための「張見世」と称する空間が設けられていたことが記されているが、この二部屋も本来そうした役割を果たす場であったかと思われる。

貸座敷の営業が行われるのは、「座敷ノ間」（六畳）、「廊下部屋」（四畳）、「裏座敷」（一四畳）、「裏の「式階座敷」（一三畳半）、「本家式階」の部屋（九畳）であろう。どの部屋にも「間中障子」や「間中襖」が置かれている。『日本国語大辞典』第二版（小学館）「間中」の項によると、「京間の一間の半分。また、畳やむしろの半分」とあるので、そうしたサイズの障子や襖が各部屋に多数設けられていたことがわかる。各部屋を細かく分割して閉じられた空間を作るためのものであろうか。

「外動産物の部」では、鍋、釜、火鉢など生活用品の他

に「女物衾双子織拾式枚」、「緋単衣物下拾枚」など多くの衣類について記載されている。こうした枚数の多い衣類は娼妓に貸与された品であろうか。ここで、清丸千代が「外動産物」に対し月一円八〇銭の賃料を支払う（第四条）契約となっていることに注目しておきたい。つまり、これら生活用品や衣類は喜六の所有物であり、これを清丸・千代が賃借する形となっている。鍋・釜など生活用品を、家屋の備品として家主である喜六が私有していたとしても理解できるが、女性用の衣類などを多数所有していることをどのように考えればよいだろうか。喜六は家屋を貸しているだけで、貸座敷の経営には関与していないと思われるのだが、そのように簡単に断定できないようである。これについては第四章以降で検討してみる。

三、娼妓契約をめぐる諸課題

「奈良木辻町文書」には娼妓と貸座敷経営者との間で交わされた金銭の借用書や娼妓契約書をみることができ、娼妓が借用した金額とその年季に注目して整理すると次の七件にまとめることができる。

① 一九〇〇年三月三日付の娼妓□□トキと貸座敷経営者□□庄平間の「特約書」と「借用金証書」。トキは年季三年三カ月で一〇〇円借用した。

② 一九〇〇年七月二日付の娼妓□□ヒデと貸座敷経営者□□楠乃間の「特約書」、「金借証」、「借用金証書」、「契約書」、「副契約証」。ヒデは年季四年二カ月で二五五円借用した。

③ 一九〇六年五月二八日付の娼妓□□よつと貸座敷経営者□□千代間の「金銭貸借契約証書正本」。よつは年季三年三カ月で一四〇円借用した。

④ 一九〇六年六月一五日付の娼妓□□ウメと貸座敷経営者□□マツエ間の「契約書」と「金銭貸借契約証書正式謄本」。マツエは年季三年で一八〇円借用した。

⑤ 一九〇九年一月二日付の娼妓□□ナラと貸座敷経営者□□千代間の「金銭貸借契約公正証書正本」。ナラは年季四年四カ月で四一〇円借用した。

⑥ 一九一一年九月一五日付の娼妓□□キサと貸座敷経営者□□千代間の「金銭貸借契約公正証書正本」。キサは年季三年で三五〇円借用した。

⑦ 一九一二年六月二八日付の娼妓□□ふみと貸座敷経営者□□千代間の「金銭貸借契約公正証書正本」。ふみは年季三年で三五〇円借用した。

営者□□千代間の「金銭貸借並ニ娼妓稼業契約公正証書正本」。ふみは年季五年で六五〇円借用した。

借用金に注目すると、一九〇〇年から一二年までの短期間のデータであるが、この短い年月のうちに金額が大きく変化していることがわかる。〇六年まで、つまり①～④の時期は、単純に年季一年あたりで計算すると三〇～六〇円ほどであるが、〇九年以降、⑤～⑦になると一年あたり一〇〇円をこえる高額となっている。

こうした借用金の返済についてはどのように規定されていただろうか。次にかかげた史料Bは、②の娼妓ヒデと貸座敷経営者楠乃が一九〇〇年七月二日付で交わした「契約書」の一部である。ここから返済規定の内容を確かめてみる。

【史料B】

契約書

一 今般自分義貴家ニ於テ娼妓稼致候ニ付テハ、御規則遵奉稼業申合セ規約堅ク相守可申、仍ホ貴殿ト取結契約左ノ如シ

第壹条 今般別紙証書之通金式百五拾五円貴殿ヨリ借用致

候ニ付テハ、明治三拾三年七月十二日ヨリ滿四年式ケ月間娼妓稼免許ヲ受、其稼金所得ヲ以返却可致候事

第二条 前条返却之義ハ□□ヒデ娼妓稼業上収入金ノ総額ヲ折半、其半額ハ手数料トシテ貴殿ノ所得トナシ、残ル

半額ハ稼人ノ所得、該金ニテ貴廓貸座敷同盟規約第廿六条及第廿七条ニ従ヒ諸費ヲ支払ヒ、計算簿へ明細記入証印可致候事

但纏頭其他貴請物品ハ稼人ノ所得トス

第三条 稼業上収入金毎月計算、稼人ハ所得金ヲ以賦金上納及別紙副契約証ノ諸費支払、余金悉皆前借金ノ内へ返金可致候事

(中略)

第十条 稼人ハ素来加判人ニ於テ他人ニ依頼シ不当ノ談判等致間敷候事

右箇条堅ク相守聊違約致間敷候、仍テ契約書如件

右契約書の第二条によると、娼妓の稼ぎ金の半分は貸座敷経営者の手に渡り、半分は娼妓の所得となるが、この所得から定められた「諸費」を支払うことになっている。第三条では、娼妓は所得金から「諸費」を支払い、その残金

は借入金返済に充てるとされている。省略した第四条から第九条には、病氣などによる廃業や失踪した際の返金の規定が記され、第十条で「不当ノ談判等」をしないように念が押されている。

支払うことになっていた「諸費」の内容については、史料Bと同日に結ばれた「副契約証」に詳細に記されていた。史料Cとして次にかかげる。

【史料C】

副契約証

一□□ヒデ今回貴殿方ニ於テ娼妓稼業ノ契約取結候ニ付テハ稼人ノ負担トシテ支払フヘキ諸費左記之通

壹ケ月	貳拾円未満	壹ケ月以上	参拾円以上	四拾円以上
上り高	ノトキ	参拾円未満	四拾円未満	
衣裳損料	貳円	参円五拾銭	六円	八円
四季平均		壹円貳拾銭	壹円五拾銭	壹円八拾銭
雑貨	九拾銭			

外二賦金及事務所費并賄料壹ケ月金四円五拾銭、借入金利子壹ケ月金貳円五拾五銭（入金ノ為メ元金減スルモ低利ニ付利子変更セス置キ据エ）、其他薬価及臨時費

右ハ本人ノ所得金ヲ以支出可致段、正ニ承諾無異議履行ス、仍テ副契約証如件

明治參拾三年七月十二日

娼妓□□ヒデ[㊦]

加判人□□トク[㊦]

□□楠乃殿

史料中の表に記されている「壹ヶ月上り高」とは、史料Bのなかに記されている「娼妓稼業上収入金」を「折半」して生じた「稼人ノ所得」のことであると考えられる。この「壹ヶ月上り高」を二〇円未満、二〇円以上三〇円未満、三〇円以上四〇円未満、四〇円以上の四段階に分け、それぞれに応じて「衣裳損料」と「雑費」の額を定めていることがわかる。これ以外に、「賦金及事務所費并賄料」が一カ月四円五〇銭、「借入金利子」が一カ月二円五五銭とされている。

右の通りに履行されているとすると、たとえば「壹ヶ月上り高」三〇円の娼妓の場合、「衣裳損料」と「雑費」を合わせて七円五〇銭、「賄料」と「利子」で七円五銭となるので、合計一四円五五銭は必ず徴収されていたことにな

る。その他にも「葉価及臨時費」が必要となると、徴収額はさらに増えたことだろう。

以上は②の娼妓ヒデにかかわる文書から明らかになったことだが、③、④においても同様の内容をもつ契約が結ばれており一九〇六年まで変化がなかったことがわかる。しかし、⑤の〇九年二月二日付の娼妓ナラと貸座敷経営者千代間に交わされた「金銭貸借契約公正証書正本」付属の「娼妓稼業契約証書」をみると「諸費」にかかわる条件が変化していた。関係する条文を史料Dとして次にかかげる。

【史料D】

第參条 □□ナラ稼業上ノ取得金ハ之レヲ式分シ、其壹分

ヲ稼人ノ所得トシ、他ノ壹分ヲ席料其他附带ノ費用トシテ貴殿ノ所得トス、稼人ハ自己ノ所得ヲ以テ賦金及組合入費并ニ衣類夜具損料食料雜費其他ノ費用、左ノ規定ニ準シ支払ヒ、其残額ヲ以借元利金弁済ニ充当スヘキ事

一 衣類夜具損料ハ壹ヶ月上り高ノ式割

一 食料壹ヶ月金六円

一 雜費壹ヶ月金壹円八拾銭

四、貸座敷経営者と融資者の関係

「稼業上ノ取得金」を折半することなどは同じである。ところが、「衣類夜具損料」については、史料Cでは「壹ヶ月上り高」に段階をもうけ、その多寡に応じて額が設定されていたが、ここでは一律に「貳割」となった。事実上の値上げといえるだろう。「食料」費は六円となっているが、史料Cでは「賦金及事務所費并賄料」が合わせて四円五〇銭であったから、これも増えたことになる。「雑費」についても、史料Cでは「壹ヶ月上り高」の段階に応じて九〇銭から一円八〇銭までの幅があったが、これも一律の徴収となつて増額されている。

先に、一九〇九年を境に娼妓契約における借入金額が増えていることを確かめた。おそらくこれと連動してのことであると思われるが、衣類の賃貸料や食費などの「諸費」も増大していることが、以上の考察から明らかになった。現段階では、その背景など詳細は不明であるが、〇六年から〇九年にかけて娼妓を取り巻く環境が大きく変化したと思われる。この点についても今後の課題とし、地域経済の変化も踏まえつつ検討してみたい。

前章で「奈良木辻町文書」中の娼妓の金銭借入書や契約書の内容を検討したが、さらにもう一つ解明すべき課題がある。なぜこうした借入書や契約書の類いが喜六のもとにあるのだろうか。前章にかかげた七件のうち、③・⑤・⑥・⑦の貸座敷経営者□□千代は、第二章で登場した家屋の幼い借り手と同一人である。したがって、この四件については、三〇年にわたる継続した契約関係が終了し、家屋が返された際に残されていた書類がたまたま喜六家に保存されたといった可能性も否定できないが、それでは①・②・④が説明できない。喜六が単なる家屋の貸し手ではなく、貸座敷の経営に何らかのかわりをもっていた可能性を考えなければならぬだろう。

次にかかげた史料Eは、右の問いに対する答えを示すものである。②において一九〇〇年七月一二日付の娼妓ヒデと貸座敷経営者楠乃との間に交わされた文書を示したが、それから二週間余り後の七月三〇日に楠乃と喜六の間に結ばれた約定書である。

【史料E】

別紙差入申約定書

一今般金円要用ニ付、本証文ノ通り連印ヲ以テ金貳百八拾円正ニ借用致候所確實也、尤返済ノ義ハ本証文ニ期限ヲ定メ置候ヘ共、右金円ハ此度拙者全居□□秀ナルモノノ娼妓稼業スルニ対シ貸渡金円ノ義ニ付、毎日稼キ上リ金ヲ以テ金九拾銭ヲ差入可申、若シ一ケ度ニテモ相滞リ違約仕候ヘハ、貴殿より如何体ノ御取立被成下候共、更ニ一言ノ苦情申間敷、将全居人入院又ハ事換等事故出来候共別金ヲ以テ毎日差入毫モ御迷惑相掛ケ申間敷、尤精算ノ上迄ハ全人ヨリ取置候借用証及契約証共差入置、前記ノ如ク聊違背等致間敷候、為後日別紙差入申約定書仍テ如件

明治三十三年七月廿日 奈良市瓦堂町□□番地

□□クスノ印

□□準合 印

□□喜六殿

②に示したように、貸座敷経営者楠乃（クスノ）は娼妓ヒデ（秀）に年季四年二カ月の約束で二五五円を貸し付け

ることになっていた。ところが、楠乃は貸付金を準備できなかったらしく、右史料にみるように同姓の準合という人物と連名で喜六から二八〇円を借用したのである。返済は「毎日稼キ上リ金ヲ以テ金九拾銭ヲ差入」れると記されている。毎日の少額の返済は現実的ではないようにも思われるが、後段で「一ケ度ニテモ相滞リ違約」したなら、「如何体ノ御取立」を受けてもかまわないとし、加えて娼妓に事故があったとしても「別金ヲ以テ毎日差入」れるとくどいほどに述べているので、おそらく毎日の返済が実行されていたのだろう。貸借人相互の信頼関係の希薄さを反映したものであるうか。

注目すべきは末尾近くに記された「精算ノ上迄ハ全人ヨリ取置候借用証及契約証共差入置」とする箇所である。返済終了まで、娼妓ヒデから取った「借用証」と「契約証」を喜六に渡しておくことと記されている。二八〇円借用の抵当として入れるということであろう。結果はどうなったか。②に示したように、関係書類が喜六の手元に残ったということは、楠乃からの返金は未済に終わったと考えられる。であるとすれば②だけでなく、①及び③⑦も同様の事情をかかえた文書であるとみてよいだろう。

娼妓らは貸座敷経営者からの借金を背負い、経営者らは貸座敷の経営資金を喜六からの融資に頼っていた。喜六が貸座敷の経営に直接たずさわっていたようすはみられないが、貸金の回収が滞った場合は自らが娼妓に対する債権者となっていたと考えられる。

以上のように、奈良大学文学部史学科所蔵「奈良木辻町文書」には、奈良市東木辻町の貸座敷経営をめぐる多くの情報を読み取ることができる貴重な史料が含まれている。

おわりに

奈良県立図書情報館所蔵の藤田文庫は、昭和戦前期に奈良の郷土史家として活躍した藤田祥光により収集された史料や、藤田自身の考証を記した多くの手稿本などから成っている。そのなかに「木辻遊廓⁴」と題した一冊がある。藤田は、この手稿において明治期以降の東木辻の貸座敷の発展を述べた上で、「新二開業せんとする者は多く、恒産のなきものなれば家を買ふにも女郎を抱へるにも金方が必要である、茲に於て木辻専門の金貸を業とする者が起つた」

と記している。さらに「木辻専門の金貸を業とする者」の姓名を複数あげているのだが、その一人に喜六の名があった。この手稿の末尾に「昭和十九年八月 藤田祥光識」とあるので、第二次大戦末期に書かれたことがわかるが、喜六という人物は東木辻町の貸座敷経営者に対する有力な融資者として知られた存在であったと思われる。

喜六から貸座敷用に家屋を賃借し、三〇年来の付き合いとなった千代も喜六から借金を重ねていた。次にかかげた史料Fは千代が負債の清算にあたって一九二六年一二月に作成した文書である。

【史料F】

所式書^{マツ}

一金壹千参百円也

右永年金銭借用申居候処、今回前記の金額を以て皆済申上候二付ては、我々住居せる借家ニ対シ従来の修膳費並ニ増築費等は凡て計算済ニ有之、尚今日迄の金銭出入勘定済ニ候、為後日可証所式仍て如件

昭和元年十二月廿八日

□□千代印^印

千代は一九〇四年生まれであることを第二章で述べたが、それから年月が経過し、この時点では二二歳になっているはずである。「後見人兼保証人」をつとめてきた清丸の名はなく、清丸と同姓のセンという人物と連名の文書となっている。返済額は、「永年金銭借用」した結果であるうか、一三〇〇円の高額にのぼっていた。③、⑤、⑥、⑦でみたように、新たな娼妓と契約を結ぶたびに喜六から借金を重ねたと考えられるから、多額の負債をかかえることになったのだろう。第二章で娼妓への貸与品かと思われる衣料に千代が賃料を支払っていることを確かめたが、これも喜六が貸金の抵当としておさえた結果かもしれない。ともあれ一九二六年二月に千代は負債を完済し、三年後の二九年には前述のように家屋も手放したのであった。

本研究ノートでは、「奈良木辻町文書」から東木辻町の貸座敷の構造や娼妓の置かれた環境について考察するとともに、貸座敷に資金を融通していた喜六の存在を明らかにした。喜六については稿を改めて考察したいが、近代奈良

の文化史を考える上で重要な人物であり、文人としての側面ももっていた。改めて述べるほどのことでもないだろうが、貸座敷は奈良の地域社会と隔絶して存在していたのではなく、観光都市としての性格を強めていった近代奈良の複雑、多様な社会関係のなかに位置づいて展開していた。おそらく多彩な経歴・背景をもつ人びとがさらに数多く貸座敷の周辺に存在し、性の売買システムを支えていたに違いない。そうした混沌とした地域社会の在り様を、今後の研究活動のなかで明らかにしていきたい。

【注】

- (1) 拙稿「奈良町木辻遊廓史試論」(奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』一六号、二〇一一年)
- (2) 横山百合子「新吉原における「遊廓社会」と遊女の歴史的な性格」寺社名目金貸付と北信豪農の関わりに着目して(『部落問題研究』二〇九号、二〇一四年)、同「幕末維新期の社会と性売買の変容」(明治維新史学会編『講座明治維新九 明治維新と女性』有志舎、二〇一五年)、加藤晴美『遊廓と地域社会 貸座敷・娼妓・遊客の視点から』(清文堂、二〇二一年)など。
- (3) 山川均「又春廓川本楼、娼妓「奴」について」(『女性史学』二九号、二〇一九年)

(4) 藤田文庫に収められている藤田祥光の手稿「木辻遊廓」については奈良県立図書館が公開しているデジタル画像によった。なお、藤田祥光と藤田文庫の概要については、大宮守友「郷土史家藤田祥光と藤田文庫について」(奈良県立図書館報『うんてい』七号、二〇一五年)がある。